

諮問庁：国立大学法人神戸大学

諮問日：平成29年1月23日（平成29年（独個）諮問第2号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（独個）答申第32号）

事件名：本人に係る特定の編入学試験答案用紙の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月12日付け神大情報開示第219号により国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

特定学部HPにおいて出題の意図が公開されており、また、生協を通じて配布されている問題用紙において設問ごとの点数も公開されている。これらの情報を統合すれば、出題意図・評価基準を知ることはすでに可能である。

よって、答案の解答欄を公にしても評価基準が直ちに推測されるとはいえず、これは法14条5号ハに当たらないと考える。

（2）意見書

答案用紙の解答欄の開示を引き続き求める。理由としては以下の2つを挙げる。

ア 神戸大学が理由として挙げているものは、推測に基づく抽象的な可能性以外の何ものでもなく、相当の蓋然性があるとは全く考えられない。また、答案の内容開示が出来ないということになれば、入試判定の異議申立てが出来ない現状においては、採点・判定は大学側の一方的な裁量に委ねるしかなくなる。

イ 理由説明書によると今回開示できない理由としては採点に当たって

の書き込みがあるためであるという旨の説明があったが、もしそれが仮に正当性があるものだとしても、それは私の記述した解答を開示しないという理由にはならない。原則開示の原則より、文字起こしをした私の答案を開示するなど出来る限りの努力をするべきである。神大情報開示199号においては入学者選考資料を変形した資料を開示しており、開示できない情報を取り除いた形での開示はできるのではないか。もし仮に記述解答部分も今後の入試事務に影響をあたえるため開示できないとするのであれば、「特定科目Bと総合的に評価」して点数化される志望理由書等も当然非開示にすべきであるが、志望理由書等は開示されており、矛盾が出てくることになることを追記しておく。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の対象事案について

審査請求人から保有個人情報の開示請求があり、平成28年12月12日付けで保有個人情報の開示をする旨の決定を行い、開示を実施したところ、審査請求があった。

2 一部開示決定とした理由

特定年度神戸大学特定学部第3年次編入学試験答案用紙について、答案用紙の解答欄及び採点に当たって記入された情報については、これらを公にすることにより評価基準等が推測され、以降の入学試験事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるため、法14条5号柱書き及びハに該当するとして、不開示としました。

特定年度神戸大学特定学部第3年次編入学学生入学者選考資料について、開示請求者以外の情報については、特定の個人を識別することができる情報のため、法14条2号に該当するとして、不開示としました。また、資料番号・資料が使用された会議名・資料の取扱・資料の整列規則については保有個人情報ではないため、不開示としました。

3 審査請求について

不開示部分のうち、答案用紙の解答欄の開示を求める。特定学部HPにおいて出題の意図が公開されており、また、生協を通じて配布されている問題用紙において設問ごとの点数も公開されている。

これらの情報を統合すれば出題意図・評価基準を知ることはずでに可能である。

よって、答案の解答欄を公にしても評価基準が直ちに推測されるとはいえず、これは法14条5号ハに当たらないと考える。

4 諮問庁としての考え方

原処分の維持が妥当と考える。理由については下記「5」のとおり。

5 一部開示決定が妥当と考える理由

本件審査請求において、審査請求人が開示を求めている部分については「特定年度神戸大学特定学部第3年次編入学試験答案用紙」内の「解答欄」についてのみであり、以下、解答欄の不開示理由について説明する。

当該試験答案用紙について、掲載されている情報は「試験の標題」、
「受験番号」、
「試験科目名」、
「受験に当たっての注意」、
「解答部分」及び「採点欄」であり、本件開示請求においては「解答部分」について、法14条5号柱書及びハに該当するとし、不開示とした。

「解答部分」については、本人が記述した解答及び採点に当たって記載された正答・不正答・得点・配点等の書き込みがあり、仮にこれらの書き込みを含め全て開示することとなると、採点に当たって記載された書き込みから当該入試における採点方法・配点方法・評価基準等が推測されることとなり、今後の編入学試験に関し当該情報を用いて受験対策を図ることが可能となり、今後の試験事務において、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる。また、そのような事態を回避するために、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで多大な影響が及ぶおそれがあり、本学の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることとなる。

また、採点に当たって記載された書き込みについては、本人が解答した記述の上に直接記載されているものもあることから、仮に記載された書き込みを部分的に不開示にした場合についても、それら不開示部分の有無や場所・形状等がすなわち採点に関する情報を示すことになり、同じ試験の他の受験者から同様の開示請求を受け、同様に開示を行った際に、それらの情報が収集・分析され、やはり当該入試における採点方法・配点方法・評価基準等が推測されることとなってしまうため、部分的に不開示とすることも採用できない。

さらに、審査請求人は「出題の意図」が公開されており、既に評価基準が判明しているため、法14条5号ハに当たらない旨説明するが、「出題の意図」は試験における全てのポイントを事細かに網羅したものではないため、採点に当たって記載された書き込みが公になることで推測可能となり得る試験におけるポイントが、必ずしも「出題の意図」に記載してあるポイントと一致するとは限らない。

本学が「出題の意図」を公にしていることが、更に追加で試験に関する情報を提供してもよい理由となるものではなく、それら採点に当たって記載された書き込みが公になることで、本学が意図した情報の提供を上回る試験に関する情報が推測・提供されることとなり、ひいてはそれらが流布することで高得点を取るためだけの試験対策を行うことが可能となる。

なお、審査請求人は「設問毎の点数」についても公になっている旨主張するが、本件採点に当たって記入された情報については設問毎の点数だけ

ではなく、一つの設問内における部分的な配点情報についても含んでおり、採点者が採点するに当たって記載した部分であり、それらを部分的に開示することは採点方法・配点方法・評価基準等が推測されることとなるため開示することはできない。

よって、答案用紙の解答欄及び採点に当たって記入された情報については、これらを公にすることにより評価基準等が推測され、以降の入学試験事務における採点や評価、問題作成方法等に影響を与えるおそれがあるため、法14条5号柱書き及び八に該当するとして、原処分のおりとした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月24日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月3日 審議
- ⑦ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年度神戸大学特定学部第三年次編入学試験に係り作成・取得された文書である私に関する情報」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報が記録された文書を含む3文書に記録された保有個人情報を特定し、本件対象保有個人情報については、法14条5号柱書き及び八に該当する部分を、その余の保有個人情報については、同条2号に該当する部分等を、それぞれ不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、次のとおりであることが認められる。

ア 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人に係る「特定年度神戸大学特定学部第三年次編入学試験答案用紙」であり、特定科目A及び特定科目Bの答案用紙で構成されている。

イ 特定科目 A の答案用紙には、① 標題、② 受験番号、③ 試験科目名、④ 解答に当たっての注意事項、⑤ 問い番号、⑥ 解答欄の審査請求人の解答の記述、⑦ 採点者による書き込み、⑧ 合計得点等の各情報が記載されている。本件不開示部分は、⑤ 問い番号、⑥ 解答欄の審査請求人の解答の記述及び⑦ 採点者による書き込みの情報が記載された部分であり、採点者による書き込みについては、審査請求人の解答の記述の上に直接記載されている部分は存在しない。

ウ 特定科目 B の答案用紙には、① 標題、② 受験番号、③ 試験科目名、④ 解答に当たっての注意事項、⑤ 氏名、⑥ 解答欄の審査請求人の解答の記述等の各情報が記載されており、本件不開示部分は、⑥ 解答欄の審査請求人の解答の記述の情報が記載された部分であり、そもそも、採点者による書き込みが記載されている部分は存在しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 諮問庁は、答案用紙には、審査請求人が記述した解答及び採点者が採点に当たって記載した正答・不正答・得点・配点等の書き込みがあり、これを開示すると、当該入試における採点方法・配点方法・評価基準等が推測されることとなり、今後の試験事務において、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとし、また、採点者による書き込みは、審査請求人が解答した記述の上に直接記載されているものもあることから、採点者による書き込みを部分的に不開示にした場合についても、それら不開示部分の有無や場所・形状等がすなわち採点に関する情報を示すことになって、同じ試験の他の受験者から同様の開示請求を受け、同様に開示を行った際に、それらの情報が収集・分析され、当該入試における採点方法・配点方法・評価基準等が推測されることになってしまうため、部分的に不開示とすることもできないとして、本件不開示部分は、いずれも法 14 条 5 号柱書き及びハに該当する旨説明する。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 本件不開示部分のうち、採点者による書き込み部分を除く部分に記載された情報（⑤ 問い番号及び⑥ 解答欄の審査請求人の解答の記述の各情報）は、答案用紙に当初から記載されている情報又は審査請求人本人が記載した情報であって、当該記載された内容は審査請求人が承知している情報であることから、当該部分を審査請求人に開示しても、神戸大学における入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとは認められない。

(イ) 特定科目 A の答案用紙のうち、⑦ 採点者による書き込みの情報については、これを開示した場合、当該入試における採点方法・配点

方法・評価基準等が推測され、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、神戸大学における入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとする諮問庁の説明は、これを否定し難い。

なお、上記（１）イのとおり、本件においては、これらの書き込みは、審査請求人の解答の記述の上に直接記載されてはならず、当該部分と容易に区分することができることが認められる。

（ウ）以上のことから、本件不開示部分のうち、採点者による書き込み部分は、法１４条５号柱書き及びハに該当し、不開示としたことは妥当であるが、その余の部分は、同号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法１４条５号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、別紙の２に掲げる部分は、同号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号柱書き及びハに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

- 1 本件対象保有個人情報
審査請求人の「特定年度神戸大学特定学部第3年次編入学試験」に係る
答案用紙に記録された保有個人情報

- 2 開示すべき部分
採点者による書き込み部分を除く部分